

みんなで支え合い、誰もが安心して暮らせるまちとき

第4期 土岐市地域福祉計画

概要版



地域福祉とは…？

住み慣れた地域で人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

令和5年3月
土岐市

① なぜ地域福祉計画が必要なのでしょうか？

近年、急速な少子・高齢化、人口減少社会への移行、核家族化、単身世帯の増加等家族形態の変化、住民同士のつながりの希薄化、地域の福祉力の衰弱化等に加え、人々の価値観やライフスタイルはより一層多様化してきています。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で従来の人と人が集まることを前提とした様々な活動が停滞しています。

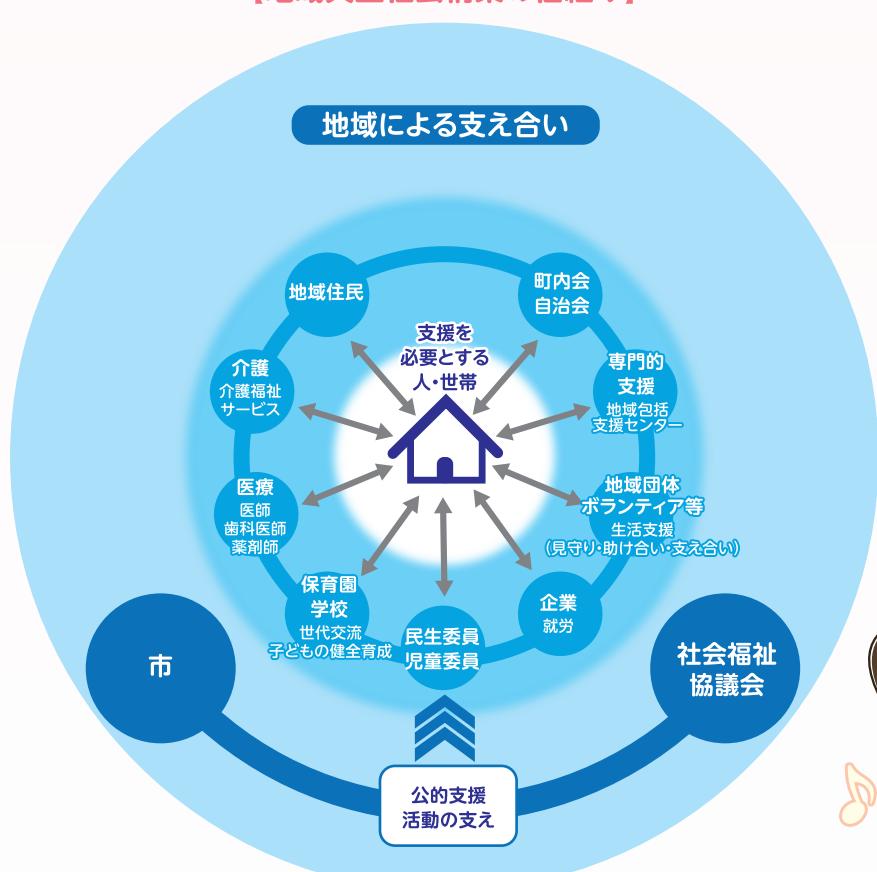
このような状況の中、本市の現状をみると、これまで地域福祉を担ってきたボランティア団体や町内会・自治会活動などの担い手の高齢化・人材不足なども課題となっています。また、地域の中で、ひきこもり状態にある住民が存在するなど孤立している方がいることも窺えます。

このような現状を踏まえ、多様化する福祉課題に対するニーズ及び社会情勢の変化に対応すべく、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するため、『第4期土岐市地域福祉計画』を策定しました。

② 地域福祉で大切な「地域共生社会」の実現に向けた取組と体制

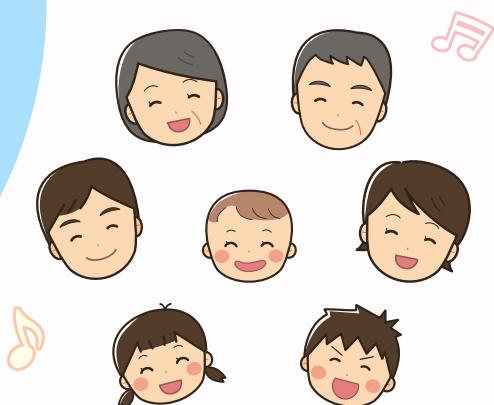
本市においては、地域住民・自治会、関係団体・関係機関・各種事業者、行政の三者が協力、連携し、身近な見守り・支え合いの活動に取り組みます。そして、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を継続していくことで、住民の誰もが安心して暮らすことができる「地域共生社会」の地域づくりを目指します。

【地域共生社会構築の仕組み】



「地域共生社会」とは？

制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。



③ 本計画の基本的な考え方

基本理念

本市では、誰もが取り残されることなく、みんなで支え合い、安心して暮らしていける地域共生社会を目指していくという思いを込めて設定しました。

みんなで支え合い、 誰もが安心して暮らせるまち とき

(計画期間)令和5(2023)年度から令和11(2029)年度までの7年

計画の位置づけ

土岐市地域福祉計画は、支援を必要とする対象者ごとに策定している各計画の施策が、地域においてより効果的に展開し推進するための福祉分野におけるマスタープランとしての役割を担っています。

また、「土岐市地域福祉計画」は行政計画として、「土岐市社会福祉協議会地域福祉活動計画」は住民活動計画として、地域福祉を推進していくという共通の理念を持っています。そのため、両計画は「対」をなす車の両輪の関係にある計画です。

この2つの計画が相互に連携し、地域福祉を推進するために、住民と行政、市社会福祉協議会や地域福祉活動団体などとの協働により、ともに支え合う地域福祉社会の実現を目指すものです。

さらに、権利擁護も合わせて推進するため、今回より本計画に成年後見制度利用促進計画を包含していきます。

第6次土岐市総合計画

土岐市地域福祉計画 (福祉分野におけるマスタープラン)

成年後見制度利用促進計画を包含

※福祉分野における各個別計画
(高齢者、障がい者、子ども、健康 等)

連携

土岐市社会福祉協議会
地域福祉活動計画

成年後見制度利用促進計画策定について

成年後見制度は、認知症高齢者等で判断能力が十分でない人の財産や権利を保護し、日常生活を支援する制度です。家庭裁判所によって選任された成年後見人等が認知症高齢者等の意思を尊重し、意思決定を支援しながら契約等の法律行為を行います。

本市においては、成年後見制度を必要な人が適切に利用できるよう、制度の利用促進に関する施策を計画的に推進していきます。

● 具体的な取組

(1) 制度の理解促進と利用促進

成年後見制度が本人の生活を守り、権利を擁護する重要な手段であるとの認識を共有し、利用する本人への啓発活動を行い、早期の段階からの制度利用を促進するため、利用者の個別のニーズを踏まえた周知活動・相談対応等を行います。

(2) 制度理解のための周知・啓発

地域全体に制度の周知啓発の拡充を図ることにより、地域で信頼され、かつ安心して利用され、地域全体で支え合う制度として適正に運用されるよう、制度の理解促進に取り組みます。また、市民に対しては、ホームページや広報誌を通して制度の啓発を行います。

④ 基礎調査結果からみえる本市の課題

本計画を策定するにあたり、市民・団体アンケート調査、ヒアリング等から本市において、もっとも重要な課題を9点にまとめました。



9点の課題を取り組んでいくために、「みんなで支え合い、誰もが安心して暮らせるまち とき」の基本理念のもと、3つの基本目標をたて計画を推進していきます。

⑤ 施策の方向性

基本目標1

福祉の心を育てる意識づくり

地域で生活する高齢者、障がい者、子ども等あらゆる世代の人々の福祉意識を一層向上させるとともに、福祉情報の提供や関係団体との取組内容の周知、地域福祉活動への参加意欲を強化・推進し、互いに存在を認め合い、つながりを持ち、支え合う意識づくりを目指します。

現状と課題

- 本市の地域活動の基盤となる自治会加入率も年々減少
- ボランティア活動や地域の行事等、参加方法がわからない、必要な情報が伝わっていない状況
- 近所付き合いや地域の行事や活動、ボランティア活動などへの参加状況の低下

課題に取り組むべき施策の方向性

施策の方向性① 人と人をつなぐ福祉意識の醸成

施策の方向性② 福祉意識醸成に向けた情報提供・啓発活動の充実

施策の方向性③ 地域福祉活動への参加意識の向上

主な取り組みと役割分担

社協=社会福祉協議会

団体=地域組織・団体等

取組項目	取組内容	役割			
		市民	団体	市	社協
地域住民の交流機会の充実	地域住民同士が身近な地域の中で顔の見える関係をつくり、つながりを深めるとともに、いつでも気楽に集まり、交流できる場をつくります。		●	●	●
	地域住民や様々な団体が参加できるイベント、地域行事の開催に努めます。		●		
	自治会・町内会の活動、地域組織・団体等が開催するイベントに積極的に参加します。	●			
地域福祉情報の共有	地域福祉情報について、必要な人に必要な情報がきちんと伝わるよう、内容や提供方法について工夫します。			●	●
	身近な地域福祉に関心を持つとともに、地域福祉情報を積極的に入手し、様々な情報を地域住民同士で共有します。	●			
地域福祉活動担い手の育成	学校や地域、企業の相談・依頼に応じて、福祉出前講座を開設し、地域とともに暮らしていくための福祉意識を醸成し、地域福祉活動の担い手を育成します。			●	
	地域福祉活動で自分にできることがあれば、積極的に参加します。	●			

基本目標2 みんなで助け合い、支え合う地域づくり

地域住民や地域福祉活動組織、行政など様々な立場の人々が交流するとともに、関係機関同士の調和や協働による活動を推進・強化します。また、健康寿命の延伸を図り、様々な活動へ参加するための基盤となる健康を維持しながら、助け合い、支え合いによる地域づくりを広めます。

現状と課題

- 地域での手助けをしていない(できない)理由では、「どのようにしてよいかわからないから」という意見が最も高い
- 地域活動にあたって、スタッフの確保ができない、スタッフの高齢化が課題
- 市の福祉事業を支えている関係団体からは、団体活動の紹介や会員募集など様々な支援に関するニーズがある
- 活動内容をより充実した活動とするため、関係団体や施設・事業所が連携、協力する必要がある
- 自身及び家族の健康に関することで、悩みや不安を抱えている人が多い

課題に取り組むべき施策の方向性

施策の方向性① 見守りや助け合い活動の推進

施策の方向性② ボランティア活動の推進

施策の方向性③ 地域福祉活動組織等への支援

施策の方向性④ 関係機関による連携の強化

施策の方向性⑤ みんなの健康を支える取組の促進

主な取り組みと役割分担

社協=社会福祉協議会

団体=地域組織・団体等

取組項目	取組内容	役割			
		市民	団体	市	社協
見守り事業の推進	自治会・町内会や民生委員・児童委員、各種団体との連携を強化するとともに、配食サービスや郵便局、宅配事業者などの連携・協定により、見守り活動を推進します。			●	
	認知症高齢者等見守り事業、ひとり暮らし高齢者等を訪問する友愛訪問等を通して、地域における支え合い、見守り活動を推進します。			●	●
	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、障がい者、子育て世帯など支援が必要な人がいたら、手を差し伸べ、見守ります。	●			
ボランティア人材の育成	ボランティア人材の育成のために、各種ボランティア講座を開催します。			●	●
	ボランティア活動に関心を持ち、各種ボランティア講座に積極的に参加します。	●			
健康づくりの機会の提供と知識の普及・啓発	「ときげんきプロジェクト(運動習慣づくり)」や健康講演会、健康を守る市民の集いなどの機会を通して、市民の生活習慣病予防やこころの健康づくりに関する知識を普及・啓発します。			●	
	「自分の健康は自分で守る」意識を持ち、日常生活の中で、主体的に健康づくりに取り組みます。	●			
	市民の健康に対する意識を高め、楽しくみんなで健康づくりができるよう、イベントや各種教室など運動に取り組む機会をつくります。		●	●	

基本目標3

誰もが安心して暮らせるための支援づくり

支援が必要なすべての人に必要な支援が的確に届き、誰もが安心して暮らしていけるよう、行政が主体となって、地域住民や関係団体と連携しながら、災害時の要支援者への支援や相談支援、福祉サービスの提供、権利擁護支援など、様々な支援や支援のための整備を図ります。

現状と課題

- 「災害時・緊急時の手助け」、地震や災害など緊急時の助け合いなど地域住民の防災意識が向上
- ダブルケア、ひきこもり、困窮世帯など、様々な分野課題の複雑化、複合化
- 複雑な問題を抱えた世帯への対応等、一つの制度、分野ごとの福祉サービスだけでは解決できないケースが増加
- 市内在住の外国人が令和4年現在1,981人と年々増加

課題に取り組むべき施策の方向性

施策の方向性① 災害時の要支援者への支援整備

施策の方向性② 多様性のある相談支援の整備

施策の方向性③ 誰もが支援を受けられる福祉サービスの提供

施策の方向性④ 権利擁護支援の充実

主な取り組みと役割分担

社協=社会福祉協議会

団体=地域組織・団体等

取組項目	取組内容	役割			
		市民	団体	市	社協
防災訓練の実施	自治会や自主防災組織等と連携し、外国人を含めた地域住民が参加する防災訓練を実施します。		●	●	
	防災訓練など地域での防災活動に積極的に参加し、防災意識を高めます。	●			
相談機能の強化	庁内各課にある相談窓口対応を充実させるため、専門分野と連携する相談体制を構築し、対応策の専門性とコーディネート機能を高めます。			●	●
	地域の団体間が連携し、多様化する地域の相談内容に対応できるよう、専門知識や技術を一層向上させ、相談機能を高めます。		●		
サービス提供体制の整備	障がい者、高齢者、子ども、生活困窮者等、必要なサービスを利用できるようサービスの質・量を確保し、サービス提供体制を整備します。			●	●
成年後見制度の周知	中核機関である東濃成年後見センターと連携し、成年後見制度の周知や制度の利用方法、相談窓口を周知し、利用を促進します。			●	
	制度について、家族、友人・知人等で話し合う機会をつくります。	●			

⑥ 計画の推進

地域の多様な生活課題やニーズに対応していくためには、地域住民をはじめとした地域を構成する様々な主体と行政が連携して、潜在している多様な福祉ニーズに対応していくことが必要です。住み慣れた地域で支え合い、助け合いながら安全で安心して暮らせる地域の福祉コミュニティを形成するため、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、自治会・町内会、ボランティア、NPO、福祉施設・福祉関係事業者、社会福祉協議会と行政がそれぞれの役割を担い、協力し、協働する地域の仕組みを構築することにより、本計画の推進を図ります。

本市の相談窓口(連絡先一覧)

<土岐市地域子育て支援センター>

西部児童センター内	57-6661(内200)
駄知児童センター内	59-1281
肥田児童センター内	55-4760
ときめく(イオンモール土岐2階)	56-7833

<土岐市地域包括支援センター>

北部地域包括支援センター	56-0801
中部地域包括支援センター	54-1311
西部地域包括支援センター	57-8100
東部地域包括支援センター	50-1560

<幼児療育相談・介護相談>

ウエルフェア土岐内	57-6661
-----------	---------

第4期 土岐市地域福祉計画<概要版> 【令和5年度～令和11年度】

発行年月 令和5年3月

編集・発行 土岐市健康福祉部高齢介護課

〒509-5192 岐阜県土岐市土岐津町土岐口2101番地

電話 0572-54-1111(代表)

FAX 0572-55-1367